



専 門 家 所 属 先 人 件 費
補 て ん 等 実 施 細 則

昭 和 50 年 8 月



国 際 協 力 事 業 団

国際協力事業団	
受入 月日	'84. 5. 22
	000
	36
登録No.	06628
	KA

52. 1. 13 日
551
K



専門家所属先人件費補てん等実施細則

(昭和50年8月11日)
通達(総)第18号

(目的)

第1条 この細則は、専門家所属先に対する人件費の補てん等に関する要綱
(昭和50年国協達第4号)を実施するために必要な事項を定めることを
目的とする。

(補てん等の申請)

- 第2条 人件費の補てんを受けようとする所属先は、様式第1号により総裁に
申請するものとする。
2. 補てんを受けようとする自営者は様式第3号により総裁に申請するものとする。
 3. 国内俸の支給を受けようとする者は、様式第5号により総裁に申し込むものとする。

(補てんの決定)

- 第3条 総裁は、所属先に対する人件費の補てんを決定したときは、様式第2
号により通知するものとする。
2. 総裁は、自営者に対する補てんを決定したときは、様式第4号により通知するものとする。
 3. 補てん額は、月額により決定する。この場合において、補てん額に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切上げた額をもって月額とする。

(補てん額の上限)

第4条 事業団は、補てん額の決定に当って、別に定めるところにより、上限額を設けることができる。

(補てん額の改定)

第5条 補てん額の改定を受けようとする所属先は、様式第1号により総裁に申請するものとする。

(補てん額の改定決定)

第6条 総裁は、所属先に対する補てん額を改定したときは、様式第2号により通知するものとする。

2. 総裁は、自営者に対する補てん額を改定したときは、様式第4号により通知するものとする。

(補てん金等の支払方法)

第7条 補てん期間が4箇月未満のときは、これを一括して支払うことができる。

2. 所属先に対する人件費の補てん金を四半期毎に一括して支払う場合において当該四半期における補てん期間が1箇月未満であるときは、前の四半期又は、次の四半期に一括して支払うことができる。

3. 自営者に対する補てん金の支給及び国内俸の支給については、各月毎に支払うものとする。

4. 補てん期間又は、国内俸の支給期間に1箇月未満の端数のある場合の支払額は、30日をもって1箇月として計算したところによる。

5. 補てん金又は、国内俸の支払いは、銀行口座に振り込むことを原則とする。

付 則

1. この通達は制定の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
2. 専門家所属先人件費補てん規程施行要綱(昭和48年理事長通達(総)第6号)は、廃止する。

〔所属先用〕

様式第1号

1-1

担 当

部 課 (担当者)

(事業団で記入)

人件費補てん(新規・改定)申請書

昭和 年 月 日

国際協力事業団総裁 殿

所在地
事業所名
代表者名

㊤

今般貴事業団から専門家として海外に派遣される別紙記載の者について、別紙記載内容により、貴事業団「専門家所属先に対する人件費補てん等に関する要綱」に基づき、人件費の補てんを受けたく関係書類を添付の上申し込みます。

併せて、上記要綱に基づいて貴事業団が決定する補てん金の支払を請求いたします。

なお、補てん決定に付された条件を遵守すること、及び別紙記載内容が真正であることを申し添えます。

〔申請者に関する事項〕

事業の種類			
常用従業員数			
本件問合先	所属部課名		
	担当者名		
	電話番号		
振込銀行口座名	銀行	支店(普通・当座)№	名義人

〔関係書類〕

1. 別紙記載の専門家について、派遣中の身分等を明らかにする就業規則、労働契約等の規程関係条項の写(改定申請の場合は省略可)
2. 別紙記載の専門家について給与の支給条件を明らかにする給与規程関係条項の写(改定申請の場合は省略可)
3. 別紙記載の専門家について退職給与引当金の補てんを請求するときは、当該専門家に適用される退職金支給規程等の写(改定申請の場合は省略可)

〔別 紙〕

1-2

1. 補てん対象専門家に関する事項

（ふりがな） 氏 名	
生 年 月 日	（ ） 年 月 日生（満 才）
現 住 所	
雇 用 年 月 日	年 月
雇 用 形 態	常用・臨時・その他（ ）
職 種・地 位	
専門家派遣中 の 身 分	現職出張 有給の （ ）

2. 専門家の給与等（改定申し込みの場合は備考欄に改定年月日を記入のこと。）

(1) 給与の種類及び支給額

給 与 の 名 称		派遣前(改定前)給与	派遣中(改定後)給与		備 考
公務員給与	相当給与 の 名 称	()月分支給額	派遣前給与に 対する支給率	支 給 月 額	
体 給		円	%	円	
扶 養 手 当					
調 整 (都 市) 手 当					
住 居 手 当					
※					
合 計					

※印欄には、上記の公務員給与に相当すると思われる給与について記入のこと。

(2) 期 末 手 当

派遣期間中の期末手当	支給額又は支給実績	
	年間支給基準が定まっ ているとき	年間支給基準が定まっ ていないとき
① 派遣期間分も全額支給する。	支給率 ()%	派遣前年年間支給 実績
② 派遣期間分は減額する。 ()%支給	支給額 ()円	()円
③ 派遣期間分は支給しない		

(3) 社会保険料事業主負担額

社会保険の名称	派遣前()月分 (改定前) 負担額	派遣中 (改定後) 負担額	備考
	円	円	
合計			

(事業主負担額があるが補てん申請しないときも記入のこと)

(4) 退職給与引当金事業主負担額

退職給与引当金の名称	派遣前()月 (改定前) 分負担額	派遣中 (改定後) 負担額	備考
	円	円	
合計			

(事業主負担額があるが補てん申請しないときも記入のこと)

3. 所属先より専門家に対する給与(期末手当を含む)の支払方法

支払方法	銀行振込・留守宅送金・その他()
支払日	毎月()日

〔事業団計算用紙〕

1 - 4

1. 専門家に関する事項

任 国		プロジェクト名 指 導 科 目		格 付	級 号
任 期	補てん期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
	内派遣期間	年 月 日 ~ 年 月 日			

2. 補てんの決定

		決 定
① 給 与		円
② 期 末 手 当	申 込	円
	(① - 住居手当)	$\text{円} \times \frac{40}{120} =$ 円
③ 社 会 保 険 料 事 業 主 負 担 額	申 込	円
	(① + ②)	$\text{円} \times \frac{10}{100} =$ 円
④ 退 職 給 与 引 当 金 事 業 主 負 担 額	申 込	円
	(① + ②)	$\text{円} \times \frac{85}{100} =$ 円
⑤ 合 計 月 額	(① + ② + ③ + ④)	円
	決 定 額	円

〔所属先用〕

様式第2号

事業団担当

部 課 (担当者) (電話) 03・346

人件費補てん(新規・改定)決定・支払通知書

国協()第 号
昭和 年 月 日

殿

国際協力事業団

総裁

㊟

昭和 年 月 日付で申込および請求のあった下記専門家にかかる人件費の補てんについては、下記のとおり決定し、お支払いいたしますのでお知らせいたします。

記

専門家名	補てん月額	補てん期間
1.	(円)	・ ・ ~ ・ ・
2.		・ ・ ~ ・ ・
3.		・ ・ ~ ・ ・

〔自営者用〕

様式第3号

担 当 部 課 (担当者)

(事業団で記入)

補 て ん 金 申 請 書

昭和 年 月 日

国際協力事業団 総 裁 殿

住 所
氏 名

①

私儀、今般貸事業団から専門家として海外に派遣されることとなりましたので、貸事業団「専門家所屬先に対する人件費補てん等に関する要綱」に基づき、補てん金の支給を受けたく関係書類を添付の上申し込みます。

併せて、上記要綱に基づいて貸事業団が決定する金額の支払を請求いたします。

なお、支給決定に付された条件を遵守することを申し添えます。

〔関係書類〕

昭和 年(度) 所得税確定申告書写

(注) 過去3年分、少くとも最近の申告に係るもの。なお、最近のものが収入を的確に示さない場合は、これを示す他の公正な書類又は陳述書を添付すること。

〔本邦連絡先〕 氏 名
住 所
電話番号

〔銀行口座等振込先名〕

銀行 支店(普通・当座) No 名 役 人

〔自営者用〕

様式第4号

補てん（新規・改定）決定・支払通知書

国協（ ）第 号
昭和 年 月 日

殿

国際協力事業団

総裁

㊟

昭和 年 月 日付で申請のあった貴殿の補てん金の支給については、
下記のとおり決定し、お支払いいたしますのでお知らせいたします。

記

1. 補てん月額

円

2. 補てん期間

〔国内俸者用〕

様式第5号

担 当 者

部 課 (担当者)

(事業団で記入)

国内俸支給申込書

昭和 年 月 日

国際協力事業団 総 裁 殿

住 所

氏 名

⑩

私儀、今般貴事業団から専門家として海外に派遣されることとなりましたので、貴事業団「専門家所属先に対する人件費補てん等に関する要綱」に基き、国内俸の支給を受けたく申し込みます。

〔本邦連絡先〕 氏 名

住 所

電話番号

〔銀行口座等振込先名〕

銀行

支店(普通・当座)No

名義人

